

秘密保持誓約書 <プロジェクト個人用>

日本型施設園芸産業革新化ネットワーク _____プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という）の会員である _____ は、日本型施設園芸産業革新化ネットワークの趣旨に賛同し、プロジェクトチームの事業（以下「本事業」という）において、会員相互間において開示される情報等の秘密保持に関し、以下のとおり誓約（以下「本誓約」という）いたします。

第1条（定義）

1. 本誓約において、「開示者」とは本事業の遂行を通じ次項に定める秘密情報を開示した当事者を、「受領者」とは当該秘密情報を受領したものをいいます。
2. 本誓約において、「秘密情報」とは、本事業を通じ他の会員から開示され又は知り得た、全ての業務上・技術上の情報、本事業の内容、遂行過程、及びその結果を総称したものであって、以下の各号のいずれかに該当するものをいいます。
 - ① 開示方法が書面又は磁気ディスク等の記録媒体による場合は、当該書面等の媒体に「秘密」の旨の表示があるもの
 - ② 開示方法がFAX、電子メール等の通信手段若しくは電子ネットワークによる提供である場合、又は電磁的ファイルによる提供の場合には、当該情報を表示又はプリントアウトした際に「秘密」の旨の表示があるもの
 - ③ 試作品、サンプル等物品の場合は、その物品又はその包装・容器に「秘密」の旨の表示があるもの
 - ④ 口頭、視覚表示等の無形的手段によって開示する場合には、開示の際に「秘密」である旨を告げ、開示後30日以内に文書化し、これに開示の日時、場所及び開示、且つ「秘密」である旨の表示をなし、受領者側と取り交わしたもの。
3. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報であることを証明できるものは、秘密情報から除きます。
 - ① 開示され又は知得したときに公知又は公用であったもの
 - ② 開示され又は知得したときに既に自己が保有していたもの
 - ③ 開示され又は知得した後、自己の責によらずして公知又は公用となったもの
 - ④ 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの
 - ⑤ 開示され又は知得した後、秘密情報によらずして独自に開発・取得したもの

第2条（秘密保持）

私は、秘密情報を厳に秘密として保持し、開示者の事前の書面による承諾なしに第三者（開示者及び受領者を除く他の会員を含む）へ開示又は漏洩いたしません。

第3条（目的外使用の禁止）

私は、秘密情報を本事業遂行以外の目的に使用いたしません。

第4条（情報の管理等）

私は、秘密情報を含む全ての情報媒体及びサンプル等に対し、厳重かつ適正な管理を施します。

第5条（複製等の禁止）

1. 私は、秘密情報を、本事業を遂行するために最低限必要な部数を超えて複製、複写いたしません。なお、当該複製、複写物は秘密情報として取り扱います。
2. 私は、事前の開示者の書面による承諾なしに、秘密情報に該当するサンプル等を分析し、またリバースエンジニアリングいたしません。

第6条（情報の返却等）

私は、プロジェクトチーム又は開示者から請求がなされたとき又は本事業の終了後遅滞なく、開示者から開示、提供された秘密情報を含む情報媒体（その複製、複写物を含む）及びサンプル等を、プロジェクトチーム又は開示者の指示に従い、開示者に返却又は物理的に復元不可能な方法で滅却若しくはデータ消去いたします。

第7条（事故の報告）

私は、秘密情報の漏洩若しくは目的外使用の事故が生じるおそれがある場合、又は生じた場合には、直ちにその旨をプロジェクトチームへ報告し、プロジェクトチームと協力して対処いたします。

第8条（損害賠償）

私が本誓約に違背し、プロジェクトチーム及び／又は開示者に損害を生じさせた場合は、私はプロジェクトチーム及び／又は開示者に対しその損害について賠償いたします。

第9条（不保証）

1. 私は、本誓約のいかなる規定も、会員相互に何らの秘密情報の開示義務を課すものではないことを理解します。
2. 私は、本誓約に明示的に規定されているほかは、本誓約に基づく秘密情報について何らの権利も受領者に許諾するものではなく、また、受領者に対して更なる契約の締結を義務付けることはありません。
3. 私は、開示を受けた秘密情報について、明示的又は黙示的であると問わず、その正確性、有益性、特定目的への適合性、その他一切保証されていないことを理解します。

第10条（権利義務の譲渡等の禁止）

私は、事前の書面によるプロジェクトチームの承諾を得ることなく、本誓約より生じた権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、担保に供し、又は承継しません。

第11条（有効期間）

1. 本誓約は、誓約差入れの日から、私がプロジェクトチーム解散までに会員資格を喪失した如何にかかわらず、プロジェクトチーム解散のときまで有効に存続します。
2. 前項の有効期間終了後といえども、第2条から第5条までの規定はさらに3年間、第6条から第9条までの規定は各々の対象事由が消滅するまで、なお有効に存続するものとします。

第12条（協議）

私は、本誓約にさだめのない事項又は解釈について疑義が生じた事項については、その都度プロジェクトチームを通じて行われる個別協議又は運営委員会の審議等の決定に従います。

以上の事項を誓約し、本誓約書 1 通に記名捺印のうえ、プロジェクトチームへ差し入れるものとし、私はその写しを 1 通保有いたします。

年 月 日

【住所】 _____

【氏名】 _____ 印